（公印省略）

２７福介連育第８０号

平成２７年６月１８日

指定通所介護事業所管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福岡県介護保険広域連合事務局長

指定通所介護事業所における宿泊サービスの実施に関する届出書の提

出について

標記の件について、厚生労働省において「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」（以下「国指針」という。）が策定されたことに伴い、指定通所介護事業所が事業所の設備等を利用し宿泊サービスを提供する場合については、下記のとおり福岡県介護保険広域連合に届出を行ってください。

また、届け出た内容に変更があった場合は変更事由が生じてから１０日以内に、宿泊サービスを休止又は廃止する場合にはその１か月前までに、別添様式により届け出てください。

記

１　届出対象事業所

(1) 国指針対象事業所

　 国指針に基づき、指定通所介護事業所の設備を利用し宿泊サービスを提供する事業所（宿泊に関して指定通所介護事業所以外で実施する事業所は除く。）

　(2) 広域連合独自対象事業所

　 ア　指定通所介護事業所と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２９条に規定する有料老人ホーム等、他の制度の区画としていない部屋等をいう。以下同じ。）を利用し宿泊サービスを提供する事業所

　 イ　指定通所介護事業所と同一敷地又は近隣地の別の建物にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等を利用し宿泊サービスを提供する事業所

２　提出物

　(1) 国指針対象事業所・・・・・・別添様式１及びその添付書類

　(2) 広域連合独自対象事業所・・・別添様式２及びその添付書類

３　提出期限

　(1) 平成２７年３月３１日までに宿泊サービスを開始した事業所

　　　　→　平成２７年９月３０日（水）まで

　(2) 平成２７年４月１日以降本日までに宿泊サービスを開始した事業所

　　　　→　平成２７年６月３０日（火）まで

　(3) 今後宿泊サービスを開始予定の事業所

　　　　→　宿泊サービス開始前まで

４　届出先

福岡県介護保険広域連合

５　届出様式（Excel）のホームページ掲載場所

　福岡県介護保険広域連合ホームページ　→　事業者・医療機関の方へ　→地域密着型サービス事業者変更届出書等の手引・様式集【様式ダウンロードはこちら】　→　その他の参考様式等　→　指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書

６　留意事項

　(1) 国指針対象事業所

　 介護サービス情報公表制度を活用して情報を公表すること、及び宿泊サービスの提供により事故があった場合は保険者に報告することが必要となりますので、御留意ください。

上記を含む別添の厚生労働省指針を遵守して、適切なサービスを提供してください。

　(2) 広域連合独自対象事業所

　　 別添の厚生労働省指針（うち第４の20（１）「なお、」以下を除く。）について御理解いただき、適切なサービスを提供していただきますよう、よろしくお願いします。

＜問い合わせ先＞

福岡県介護保険広域連合　事業課育成指導係

電話　092－643－7055

FAX　092－641－2432

（おかけ間違いのないようにお願いします。）